

令和6年度採用 戸籍住民課事務専門員（荒川区会計年度任用職員）募集要項

- 1 募集職種 会計年度任用職員（戸籍住民課事務専門員）
- 2 任用予定数 1名
- 3 職務内容 戸籍住民課住民記録係窓口業務全般
（主な職務内容）
 - ・マイナンバーカードの交付や電子証明書の更新等の窓口対応
 - ・マイナンバーカードの交付前設定業務
 - ・マイナンバーカードの出張申請受付業務
 - ・マイナンバーカードの申請や健康保険証利用申込等の問合せや相談対応（電話対応を含む）
 - ・その他（窓口開設準備、書類整理、マイナンバーカードに係る事務処理等の関連業務）※翌年度に再度任用する場合、庶務、経理、窓口業務など事務全般の職務に変更となる可能性があります。
- 4 応募資格 基本的なパソコン操作ができ、マイクロソフトのワード、エクセルが使用できること。
地方公務員法等で選考を受けることができないとされる方（※）は受験できません。
- 5 勤務場所 荒川区マイナンバーカード窓口（荒川区荒川2-1-5 セントラル荒川ビルディング4階）
※翌年度に再度任用する場合、区役所本庁舎、庁舎外事業所等に変更となる可能性があります。
- 6 任用期間 任用開始日（令和6年9月1日予定）から令和7年3月31日まで
※勤務成績が良好な場合は、翌年度に再度任用する場合があります（上限4回、原則65歳未満の場合に限る。）。
- 7 条件付採用 採用から原則1か月
ただし、採用後1ヶ月の勤務日数が15日に達しない場合は、その日数が15日に達するまで延長します。
- 8 勤務時間等 週31時間、1日7時間45分勤務
勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（休憩60分）
土曜及び日曜のマイナンバーカード交付受付対応日（午前8時30分から午後5時15分まで）、水曜延長日（毎週の午後5時15分から午後7時15分まで）について、ローテーションにより勤務を要します。
※ 土曜及び日曜の勤務は一月当たり合計1～2日程度、水曜延長の勤務は一月当たり1～2日程度。
※ 水曜延長の対応をする場合は、勤務時間は午前10時30分から午後7時15分まで。
- 9 休日 土日祝日、月～金のうち1日、年末年始

- 10 時間外労働 有
- 11 報酬 月額 183,072円（地域手当相当分を含む）
※ 上記報酬額は改定される場合があります。
※ 報酬の支給日は、原則毎月末日です。
- 12 諸手当等 給与関係の条例、規則等に定めるところにより、期末・勤勉手当（一定の条件あり）、交通費相当（限度額あり）の支給あり
- 13 休暇制度 年次有給休暇（10日）、慶弔休暇等
- 14 社会保険 共済組合（短期）有、厚生年金保険 有、雇用保険 有
- 15 募集締切・応募書類提出期限
令和6年7月29日（月）（必着）
- 16 応募方法 上記締切日までに、以下の応募書類を提出してください。
（1）応募書類（各1通）
① 履歴書（市販のもの）必要事項を記入し写真を貼付のこと。
② 職務経歴書（A4サイズ 任意書式）
③ 作文（『私が荒川区会計年度任用職員に応募する理由』と題して、職務経歴・経験等の自己PRを織り交ぜ400字程度でまとめてください。
（A4サイズ 任意書式））
④ 返信用封筒（定型サイズ（長形3号））
94円切手を貼付し、応募者本人の宛先を記入のこと。
（2）提出方法
下記提出先へ直接持参又は郵送（簡易書留）により提出してください。
※郵送の場合は、封筒の表面に「応募書類在中」と朱書きしてください。なお、簡易書留によらない郵便事故については、責任を負いません。
- 17 選考方法 一次：書類選考
提出期限までに「16応募方法」に記載の書類一式を提出してください。
二次：面接
（令和6年8月中旬を予定）
※面接日時は、一次選考合格者に日時及び会場をご連絡します。
- 18 結果通知 選考の結果は、8月中旬（予定）に郵送します。
※可否に関わらず、面接採用選考者全員に通知します。
- 19 その他 （1）面接当日、区がお渡しする「採用選考申込書（兼欠格条項非該当申出書）」をご記入いただきます。
（2）募集・採用選考の過程で知り得た個人情報は、採用選考及び任用手続きに必要な範囲で利用します。
- 20 応募書類の提出・問い合わせ先
荒川区区民生活部戸籍住民課住民記録係（荒川区役所本庁舎1階⑤番窓口）
〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3
電話 03（3802）3111 内線2362

※受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

(※) 地方公務員法等で選考を受けることができないとされる方

〔参考〕地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外)は選考を受けることができません。